



明石市立幼稚園（幼稚園型認定こども園） 幼稚園部分（1号認定） 預かり保育について



1. 実施日 4月1日から3月31日
 - 保育を実施しない土・日・祝日、12月29日～1月3日、気象警報発令や学級閉鎖などで臨時休業となった場合を除く。
 - 春休みと代休日の利用は、優先利用の方のみになります。
 - 4月入園当初の預かり保育利用はお子様の様子により慣らし保育を行います。
 - 実施日においては、35名を目安として受入いたします。（保育所部分在園児とあわせての人数です。）
 - 35名を超えた日については、抽選となります。（就労等の理由でご利用の方は優先利用できます。）
2. 実施時間 教育時間終了後から午後4時まで
長期休業中は、午前8時40分から午後4時まで

3. 対象 在籍園児



4. 料金

（1）預かり保育利用料

1時間150円 × 利用時間（1時間未満は切り上げ） = 1日当たりの利用料金

- 保護者の就労等の理由によるご利用で園の認定を受けた場合、上記時間内の利用については月額利用料金から2割引（優先利用：幼稚園に申請）となります。
- 施設等利用給付認定（新2号認定）を受けている場合は、その月の利用日数×450円を上限として無償となります。（こども育成室利用担当に申請）
- 生活保護法による被保護世帯など、預かり保育利用料金の支払いが免除となる場合があります。

（2）預かり保育中の給食費

1食あたり 140円

- 施設等利用給付認定（新2号認定）を受けている場合は、喫食数に関わらず月額460円となります。
- おやつは各家庭からの持参となります。

詳しくは、各園又はこども育成室利用担当（078-918-5093）にお問合せください。